

# 伊賀市国土強靱化地域計画

- 資料編 -



2024(令和6)年3月改定

伊 賀 市



## 目 次

■資料 1：脆弱性評価結果.....	資 1-1
■資料 2：重要業績指標（K P I）一覽.....	資 2-1
■資料 3：施策分野別事業一覽.....	資 3-1



## ■資料 1 : 脆弱性評価結果

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）毎の脆弱性評価の結果は、次のように整理しました。

### 1 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊等による多数の死傷者の発生

##### ① 住宅・民間建築物の耐震化

- ・住宅の耐震化率は、令和元年度末では 83.0%にとどまっており、国が目標とする令和 2 年度末における耐震化率 95%と大きな開きがあることから、倒壊の危険性が高い旧耐震の木造住宅の耐震診断・耐震改修の促進を図る必要がある。
- ・多数の者が利用する民間建築物で、特に防災上重要な建築物のうち、「A-I：施設の中で防災対策、救助活動等の拠点となる建築物」については耐震化率が 64.7%（令和元年度末）であり、国が目標とする令和 2 年度末における耐震化率 95%と大きな開きがあることから、建築物の所有者に耐震診断・耐震改修についての自助努力を促す必要がある。
- ・大規模地震時に、大規模空間建築物における天井脱落等を防止するための対策を促進する必要がある。
- ・大規模盛土造成地に関して防災・減災意識の醸成を図るとともに、県と連携して、大規模盛土造成地の耐震診断、耐震化などを促進する必要がある。

##### ② 市営住宅の耐震化

- ・多くの市営住宅が昭和 30 年代から昭和 50 年代に整備されているため、全体の老朽化が進行している。
- ・市営住宅は公共施設の中でも住民の滞在時間が最も長いことから、耐震性が低い建物については用途廃止や建替えを推進する必要がある。

##### ③ 学校施設の耐震対策

- ・学校施設については、二次構造部材（天井、床等の非構造部材）等の耐震点検及び必要に応じて耐震対策の早期実施を図る必要がある。

##### ④ 社会教育・福祉施設等の耐震化

- ・要配慮者の安全を確保するため、未耐震の社会教育・福祉施設等については、早期の耐震化が必要である。

##### ⑤ 沿道構造物の倒壊防止等

- ・避難行動中の路上での二次被害を防止するため、沿道のブロック塀の耐震対策や、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止対策を促進する必要がある。

## ⑥ 無電柱化の推進

- ・大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

## ⑦ 大規模災害を考慮した都市づくり

- ・想定される地震災害リスクを考慮した都市づくりの基本的な考え方を示し、伊賀市都市マスタープラン等関連計画に反映させていく必要がある。

## ⑧ 避難路等の整備

- ・避難場所への避難は徒歩を原則としていることから、大規模災害が発生した際には、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、避難路等の整備が必要である。

## ⑨ 避難場所等となるオープンスペースの確保

- ・大規模災害時に、避難場所として利用できるオープンスペースの確保等を進める必要がある。

## ⑩ 広域的な連携体制の構築

- ・防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急体制を充実するとともに、他市町村からの応援・受援などの連携強化を図る必要がある。

## ⑪ 一時滞在施設の確保

- ・一時滞在施設を確保するなど、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援する必要がある。
- ・帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、災害時における輸送手段の確保を図る必要がある。

## ⑫ 継続的な防災訓練や防災教育等の推進

- ・家具の転倒防止対策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

## ⑬ 市民による自発的な防災活動の促進

- ・災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

## ⑭ 住宅用火災警報器の設置促進

- ・逃げ遅れ等による高齢者世帯の火災での災害を防止するため、寝室などに設置する住宅用火災警報器の普及・啓発を各種媒体通じて推進する必要がある。

## 1-2 不特定多数が集まる施設における倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生

### ① 大規模火災対策の推進

- ・大規模な火災による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救援活動や避難誘導等の応急対策の整備を着実に進める必要

がある。

## ② 密集市街地の改善

- ・地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において、地域住民等が、建物の更新を図り、避難地、避難路等の防災施設を、その地域特性に応じて整備することを促進・支援する必要がある。

## ③ 災害対応機関等の対応能力の向上

- ・住民参加による防災力の向上、防災関係機関等相互の連携強化、地域の課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練の実施等により、災害対応機関等の対応能力の向上を図る必要がある。

## ④ 常備消防・消防団の充実強化

- ・消防施設は、旧耐震基準の建物についても耐震改修を実施しており、すべての消防庁舎が耐震性を有している。
- ・昭和 50 年代建築の庁舎があり、今後耐用年数を迎えることになるため、老朽化対策等を図る必要がある。
- ・大規模火災時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、消防団等の充実強化を促進する必要がある。

## ⑤ 狭あい道路の整備推進

- ・大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るため、狭あい道路の拡幅整備等を推進する必要がある。

## ⑥ 空き家の適正管理の推進

- ・災害リスクを伴う空き家の対策を推進する必要がある。

### 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

#### ① 河川等の整備

- ・淀川水系河川整備計画に基づき各種河川整備が進捗してきているが、平成 29 年台風第 21 号や平成 30 年 7 月豪雨などが頻繁に発生してきており、気候変動を踏まえた河川整備に流域をあげて取り組む必要がある。
- ・川上ダムが完成（令和 4 年完成予定）すれば木津川本流の治水能力は今後も向上することが予想されるが、木津川堤内地の生活圏内を流れる排水路や小河川等の内水については、一定数の内水排水用ポンプの設置は行っているものの、依然として浸水や増水による災害の危険性が残っている。
- ・排水機場排水ポンプ設備の老朽化対策を行い、内水の排除が的確に行えるようにする必要がある。

#### ② 河川施設等の点検、対策

- ・河川施設等を常時良好な状態に保つため、施設の点検を行うとともに、施設の異常に

対して対策措置を講じる必要がある。

### ③ ハザードマップの周知徹底等

- ・洪水ハザードマップ等は、作成時や更新時での配布、市ホームページでの掲載、総合危機管理課での配布を行っている。
- ・洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、市民等への周知徹底が必要である。

### ④ 情報提供手段の整備

- ・市民の迅速な避難行動を促すため、市域全体に防災情報の提供が可能となる防災情報システムをはじめ、市ホームページを活用した情報提供等、多様化に努めているところであり、今後は、情報インフラ環境の変化に応じて、さらに効果的な情報提供手段を確立する必要がある。
- ・東日本大震災では被災状況や安否確認等の情報のやり取りにSNSが活用されたことから、災害時における情報インフラの一つとしての活用のあり方について検討を行う必要がある。

### ⑤ 市街地の浸水対策

- ・下水道（雨水）施設の計画的な整備を行うとともに、大雨時の内水排除を推進する必要がある。

## 1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

### ① 適切な災害情報の提供

- ・防災情報システム（屋外スピーカ等を含む）の適正配置や安定した電源確保に向けて取組みを進める必要がある。

### ② 治山施設の整備、自然と共生した森林づくり

- ・森林が持つ土砂崩壊、土砂流出の防止等の防災機能を発揮させるため、山腹崩壊等の復旧対策と予防対策を進める必要がある。
- ・森林整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。

### ③ 防災重点農業用ため池対策の推進

- ・市内のため池の多くは200～300年前に築造されたもので、斜樋、底樋管等の取水設備や余水吐が老朽化して機能が衰微しており、堤体からの漏水もあって、決壊の危険性がある。

### ④ 市民による自発的な防災活動の促進（1-1⑬再掲）

- ・災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

## ⑤ ハザードマップの周知徹底等

- ・土砂災害ハザードマップやため池ハザードマップ等は、作成時や更新時での配布、市ホームページでの掲載、総合危機管理課での配布を行っている。
- ・土砂災害時の避難を円滑かつ迅速に行うため、市民等への周知徹底が必要である。

## 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### ① 物資輸送ルートの確保

- ・大規模災害の発生に備え、災害に対する安全性を考慮しつつ関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークの形成を図る必要がある。
- ・緊急輸送ネットワークとして指定された拠点や道路については、災害に強い施設を整備する必要がある。

#### ② 迅速な道路啓開の体制整備

- ・関係機関との連携のもと、迅速に道路啓開（道路上のがれき処理等）を行うことができる体制の整備を推進する必要がある。

#### ③ 上水道施設の耐震化等

- ・上水道施設の被害は、生活や医療等に大きな障害となるため、災害に強い施設（耐震化、代替性、多重化等）とする必要がある。
- ・主要設備の耐震化や災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う必要がある。
- ・2次医療機関等人命に関わる重要施設向けの供給ラインについては、重点的に耐震化を図る必要がある。
- ・三重県水道災害広域応援協定（H9.10.21締結）に基づく応急給水活動について、県や他市町と情報共有等を図っておく必要がある。

#### ④ 燃料の確保対策の推進

- ・災害時における車両燃料や庁舎（対策本部）等で使用する燃料を、市内の燃料取扱事業所の協力により確保しておく必要がある。

#### ⑤ 家庭や地域における災害用備蓄の促進

- ・発災直後に地域で自活する備えとして、食料や飲料水など個人備蓄にかかる意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する必要がある。

#### ⑥ 事業者等と連携した物資調達・供給体制の確立

- ・企業・事業者等との災害時における広域連携・支援体制を確立するため、協力協定の締結・拡充を進める必要がある。

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

### ① 孤立化防止対策

- ・災害により孤立した地域で電話等が不通になった場合は、特定地域の公民館等に設置しているMCA無線機等を利用する必要がある。
- ・大規模災害時に孤立化が想定される特定地域の通信や物資の確保が必要である。

### ② 緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備

- ・道路等の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、災害に強い整備（耐震化、代替性、多重化等）を行う必要がある。
- ・災害による地域の孤立化を防ぐため、避難路となる道路上にある橋梁等の防災対策を推進する必要がある。

### ③ 大雨時の道路の安全確保

- ・台風や集中豪雨による地域の孤立を防ぐため、大雨時の道路の安全確保を図る必要がある。

### ④ 機動的・効率的な活動体制等の確保

- ・災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化を行うとともに、被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、災害時の情報収集を強化する必要がある。

### ⑤ 民間備蓄等との連携

- ・災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める必要がある。

### ⑥ 被災による機能低下の回避

- ・大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続または早期復旧の必要のある業務を、非常時優先業務として実施する体制を確保する必要がある。

## 2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

### ① 適切な医療機能の提供

- ・市内の医療施設等は、いざというときに機能不全に陥らないように、耐震対策の実施や医療従事者の確保に向けた取組みを進めるとともに、電源、水、医薬品等について十分検討のうえ、平常時から確保または確保できる体制を整備しておく必要がある。
- ・災害時においても病院等が継続して医療を提供できるよう、全ての医療機関がBCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアルを整備する必要がある。
- ・医療施設等とは、防災訓練等を通じて、平常時から連携体制を強化しておく必要がある。

## ② 介護保険施設の相互支援協定の締結促進

- ・災害時において、施設間で入所者の避難等の相互支援が円滑に行われるよう、相互支援協定の締結を促進する必要がある。

## ③ 負傷者の搬送先の確保

- ・多数の負傷者が発生した際、人的被害を最小限に抑えることができるよう、重症度に応じた搬送先を確保するため災害拠点病院をはじめとした医療機関と連携し体制を整備する必要がある。

## ④ 応急医療体制の整備

- ・医療関係者や医療施設の被災により、医療救護需要への対応が困難になることが想定される。

## ⑤ 自主救護体制の確立

- ・相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減させていく必要がある。

## 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）の発生、混乱

### ① インフラの整備・保全

- ・交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災や市街地等における道路の災害対策、施設の老朽化対策等を着実に実施しておく必要がある。

### ② 観光地の防災対策

- ・観光事業者や観光関係団体等と連携し、主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、避難誘導や帰宅支援、観光施設の耐震化など観光客の安全・安心を確保するための課題検討を行う必要がある。

## 2-5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

### ① 感染症の発生・まん延防止

- ・感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から予防接種を促進する必要がある。
- ・消毒や害虫駆除を行うための体制等を構築しておく必要がある。

### ② 避難者の感染症対策

- ・避難者に感染症等が広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保っていく必要がある。
- ・避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方を策を計画しておく必要がある。

### ③ 避難所における感染症対策

- ・新型コロナウイルス等の感染症については、避難者の密集状態を避けるなど、感染拡大を防止する対策を実施する必要がある。

#### ④ 下水を速やかに排除、処理するための体制の構築等

- ・住宅や避難所からの生活排水を速やかに排除するため、「伊賀市生活排水処理施設整備計画」に基づき、計画的な整備を促進する必要がある。
- ・下水道（汚水）施設、汚水中継ポンプ場等の施設管理、応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。

#### ⑤ 下水道施設の耐震化等

- ・ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせた地震対策計画を策定するとともに、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて施設の耐震化を図る必要がある。

#### ⑥ 風評被害への対応

- ・災害発生時での風評被害に対応するため、正確な情報を迅速に発信する機能を維持する必要がある。

#### ⑦ 下水道業務継続計画（下水道BCP）の更新・拡充

- ・大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画（下水道BCP）の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める必要がある。

### 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

#### ① 避難所における良好な生活環境の確保

- ・避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。
- ・特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、屋内運動場等の天井等落下防止対策などの非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保を優先して進める必要がある。

#### ② 要配慮者への対応

- ・災害時に、要配慮者への福祉的配慮がされた避難所運営が行われるよう、また、避難所以外への避難者が支援から漏れないよう、平常時から避難支援関係者等と連携して、対策を推進しておく必要がある。
- ・避難生活の中で、二次的被害（状態の重度化、関連死等）の発生を防止し、避難生活終了後は被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携して支援体制を構築する必要がある。

#### ③ 非常用物資の備蓄促進

- ・災害発生時に確実に物資を提供できるよう、平常時から民間事業者等と連携し、物資輸送体制を構築するとともに、実効的な訓練等を行い、不断に体制の見直しを行う必要がある。

- ・輸送ルート途絶等により、食料・飲料水等の供給が滞る可能性があるため、地域防災計画に基づき、各家庭における物資の備蓄を促進する必要がある。

#### ④ 被災者のケア体制の構築

- ・感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。

### 2-7 災害救助における活動拠点、資機材等の不足

#### ① 防災拠点施設の整備

- ・大規模災害発生時、庁舎等の防災拠点となる施設が損壊した場合には、災害対策活動に支障をきたすおそれがある。

#### ② 災害時用物資の備蓄等

- ・発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、災害対策本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となる。

### 2-8 市民・地域・事業者の共助体制が機能せず、避難所設置、避難支援や発災直後の救助活動が不足する事態

#### ① 地域コミュニティの強化

- ・大規模災害による地域コミュニティの崩壊を軽減するため、地域の避難行動や初期消火、救出・救助等の災害対応力を強化しておく必要がある。

#### ② 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

- ・大規模災害時には要配慮者、特に避難行動要支援者の避難支援等を迅速かつ適切に実施する必要がある。
- ・大規模災害に備えて、各地域における避難支援等関係者（住民自治協議会、自主防災組織、自治会（区）、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会）等の災害時の協力体制強化を図る必要がある。

#### ③ 避難所の管理運営

- ・地域住民が避難所を円滑に運営できるよう、避難所の管理運営方法をあらかじめ定めるなど、管理運営体制を整備しておく必要がある。

### 2-9 緊急輸送路等の途絶により、救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態

#### ① 沿道構造物の倒壊防止等（1-1⑤再掲）

- ・避難行動中の路上での二次被害を防止するため、沿道のブロック塀の耐震対策や、屋

外広告板・窓ガラス等の落下防止対策を促進する必要がある。

**② 物資輸送ルートの確保 (2-1①再掲)**

- ・大規模災害の発生に備え、災害に対する安全性を考慮しつつ関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークの形成を図る必要がある。
- ・緊急輸送ネットワークとして指定された拠点や道路については、災害に強い施設を整備する必要がある。

**2-10 市民の多数被災、防災倉庫の被災等により、消防団や自主防災組織が救援・消火活動等  
をできない事態**

**① 消防力の強化**

- ・消防設備や施設の整備、救急搬送体制の整備など、救助活動能力の充実強化を促進するとともに、消防団員、自主防災組織リーダーの教育訓練の充実強化が必要である。

**② 自主防災組織の活動支援**

- ・大規模な地震が発生した時に「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、自治会等及び事業所単位で自主防災組織の結成を促進するとともに、その育成・強化を推進する必要がある。

**③ 事業所火災や危険物災害の防止・低減化**

- ・大規模災害が発生した工場などの防火対象物や危険物施設での火災・爆発・損壊・流出事故等を未然に防止するため、立入検査など、予防業務の充実強化が必要である。

**3 必要不可欠な行政機能等は確保する**

**3-1 防災拠点施設等の被災による行政機能の大幅な低下**

**① 災害対策本部の体制整備等**

- ・災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電・断水を想定した庁舎自家発電施設の燃料や水の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める必要がある。

**② 被災による機能低下の回避 (2-2⑥再掲)**

- ・大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続または早期復旧の必要のある業務を、非常時優先業務として実施する体制を確保する必要がある。

**③ 周辺インフラの整備・保全**

- ・施設の被災だけでなく、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災や市街地等における道路の災害対策、施設の老朽化対策等を着実に実施しておくことが必要である。

**④ 外部からの支援による業務継続体制の強化**

- ・職員の不足に対応するため、市町間の応援・受援に係る協定の締結等、外部からの支

援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組みを進めていく必要がある。

#### ⑤ 常備消防の充実強化

- ・消防施設は、旧耐震基準の建物についても耐震改修を実施しており、すべての消防庁舎が耐震性を有している。(1-2④再掲)
- ・昭和 50 年代建築の庁舎があり、今後耐用年数を迎えることになるため、老朽化対策等を図る必要がある。(1-2④再掲)

#### ⑥ 職員の人材育成

- ・災害に関する豊富な知識と適切な判断力を身につけ、高い防災意識を有することができるよう、防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、訓練を実施する必要がある。

### 3-2 広域応援部隊や後方支援部隊の受入体制が十分に確保できない事態

#### ① 防災関係機関との連携体制の構築

- ・発災時には、必要に応じて、自衛隊の災害派遣や警察及び消防機関等の応援要請が円滑に行えるようにしておく必要がある。

#### ② 受入体制の整備

- ・大規模災害時には、広域応援部隊や後方支援部隊の活動・物資搬送拠点となる施設の被災により、利用できなくなる可能性がある。

## 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

#### ① 長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持

- ・災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電を想定した庁舎非常電源設備の燃料の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める。
- ・大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信を利用して通信するため、災害発生時における非常通信を確保する必要がある。

#### ② インフラの整備・保全

- ・電力等の長期供給停止を発生させないように、市街地等における道路の災害対策、施設の老朽化対策等が必要である。

## 4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

### ① 情報提供手段の整備（1-3④再掲）

- ・市民の迅速な避難行動を促すため、市域全体に防災情報の提供が可能となる防災情報システムをはじめ、市ホームページを活用した情報提供等、多様化に努めているところであり、今後は、情報インフラ環境の変化に応じて、さらに効果的な情報提供手段を確立する必要がある。
- ・東日本大震災では被災状況や安否確認等の情報のやり取りにSNSが活用されたことから、災害時における情報インフラの一つとしての活用のあり方について検討を行う必要がある。

### ② 地域防災力の向上

- ・地域や住民個々の自発的な避難行動や安全確保行動を促進する必要がある。
- ・市民の防災意識や対応能力の向上を図る必要がある。

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業等の生産力低下

#### ① 企業・事業所における防災計画や事業継続計画（BCP）策定の促進

- ・企業や事業所における自主的な防災対策の推進を促すため、広報活動等により、防災計画や事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。

#### ② 支援体制の充実

- ・企業・事業所の被災により、事業の再開が困難になり、経済活動が滞ることが想定され、速やかな経済活動の再開が必要である。

### 5-2 幹線道路の分断など、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

#### ① 発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備

- ・緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担うとともに、発災後でも地域産業・経済活動を支える基盤となりうる、幹線道路の整備促進を図るとともに、高規格幹線道路や直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成に向けた取組みを進める必要がある。
- ・市が管理する橋梁については、今後20年以内に建設後50年を経過するものが全体の約8割を占めており、対策を推進する必要がある。
- ・災害発生時に人員や物資などの緊急輸送にかかる交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策、道路構造の強化に取り組む必要がある。

## ② 輸送機関相互の連携・代替性の確保

- ・公共交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定され、輸送機関ごとの代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討しておく必要がある。

### 5-3 地域産業（観光、農林業、商工業等）の被害拡大と産業の停滞

#### ① 農林業に係る生産基盤等の災害対応力強化

- ・老朽化が著しく、地震等の災害発生時に農地や一般公共施設等に被害を及ぼすおそれのある土地改良施設（ため池・排水機場・頭首工等）について、必要な機能保全対策等を行う必要がある。
- ・林地荒廃は、土砂生産源となる可能性が高く、洪水時に下流に押し流されて河床を上昇させ、水害発生の一つの素因となっており、防災対策を進めておく必要がある。

#### ② 企業・事業所等の経営安定化

- ・大規模災害による中小企業・小規模企業の経営の不安定化を避けるため、安定化に向けた適切な支援体制が必要である。

#### ③ 企業・事業所における防災計画や事業継続計画（BCP）策定の促進（5-1①再掲）

- ・企業や事業所における自主的な防災対策の推進を促すため、広報活動等により、防災計画や事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。

### 5-4 食料・飲料水等の安定供給の停滞

#### ① 事業者との協力体制の整備

- ・災害時における広域連携・支援体制を確立するため、食品産業事業者や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力協定の締結・拡充を進める必要がある。

## 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-1 上下水道、污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

#### ① 上水道施設の耐震化等

- ・近年多発している大震災において、水道施設は管路、構造物及び設備にさまざまな被害を受け、長期的かつ広範囲にわたる断水が発生していることから、大規模な震災への備えとして、耐震化の一層の推進が急務となっている。

#### ② 応急給水・復旧のための体制整備

- ・施設の機能確保のため、必要に応じ、大規模な災害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の浸水対策や災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う必要がある。

### ③ 下水道施設の耐震化等

- ・下水道施設及び農業集落排水施設に被害が生じ汚水処理が長期間機能停止することで、公衆衛生環境が悪化するおそれがあるため、耐震化・統廃合を図る必要がある。
- ・下水道施設は、被害想定に応じた計画的な施設整備、耐震化、自家用発電機の整備等ストックマネジメントによる更新を推進する必要がある。
- ・農業集落排水施設は、施設の長寿命化及び維持管理費の節減を図るため、最適整備構想に基づく計画的な改築・更新を推進する必要がある。

### ④ 生活排水処理施設の整備等

- ・住宅や避難所からの生活排水を速やかに排除するためには、「伊賀市生活排水処理施設整備計画」に基づく計画的な整備を促進する必要がある。
- ・下水道施設は、被害想定に応じた計画的な施設整備、耐震化、自家用発電機の整備等ストックマネジメントによる更新を推進する必要がある。
- ・農業集落排水施設は、施設の長寿命化及び維持管理費の節減を図るため、最適整備構想に基づく計画的な改築・更新を推進する必要がある。

### ⑤ 下水道業務継続計画（下水道BCP）の更新、拡充

- ・大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画（下水道BCP）の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高めていく必要がある。

### ⑥ 合併処理浄化槽の設置推進

- ・単独浄化槽や汲取便槽が被災し、公衆衛生環境が悪化するおそれがあるため、合併処理浄化槽への転換を推進する必要がある。

## 6-2 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止

### ① 必要なインフラの整備・保全

- ・災害発生時には、地域の交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送ルートを確認するため、地震、洪水、土砂災害、雪害対策等や、施設の老朽化対策等を着実に実施しておく必要がある。

### ② 輸送機関の確保

- ・災害発生時には、地域の交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送機関ごとの代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討しておく必要がある。

### ③ 落石等の危険がある要対策箇所の点検と対策

- ・豪雨等による災害や道路冠水による通行止めなどを未然に防止するため、落石等の危険がある要対策箇所や変状等が確認された箇所は、必要な対策を行う必要がある。

### ④ 迅速な道路啓開の体制整備

- ・発災後、地域交通ネットワークの途絶からの復旧のための迅速な道路啓開（道路上の

がれき処理等)の展開に向けて、関係機関との連携のもと、迅速に道路啓開を行うことができる体制の整備や、道路啓開に必要な資材を備蓄する基地を整備しておく必要がある。

### 6-3 電気、ガス、燃料の長期間にわたる供給停止

#### ① 災害対応力の強化

- ・災害時におけるライフライン機能の維持確保、早期復旧を図るため、ライフライン関係機関(電力、ガス、水道)との間で、地震被害想定調査に基づく災害復旧シナリオ等を共有しておく必要がある。

### 6-4 広域応援部隊が使用する燃料等物資の調達が生産と競合し、円滑な救援行動に支障を来す事態

#### ① 燃料の確保対策の推進(2-1④再掲)

- ・災害時における車両燃料や庁舎(対策本部)等で使用する燃料を確保するため、市内の燃料取扱事業所の協力により確保しておく必要がある。

#### ② 事業者等と連携した物資調達・供給体制の確立(2-1⑥再掲)

- ・企業・事業者等との災害時における広域連携・支援体制を確立するため、協力協定の締結・拡充を進める必要がある。

## 7 制御不能な複合災害、二次災害を発生させない

### 7-1 地震に伴う市街地等での大規模火災による多数の死傷者の発生

#### ① 消防力の強化(2-10①再掲)

- ・消防設備や施設の整備、救急搬送体制の整備など、救助活動能力の充実強化を促進するとともに、消防団員、自主防災組織リーダーの教育訓練の充実強化が必要である。

#### ② 大規模火災対策の推進(1-2①再掲)

- ・大規模な火災による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救援活動や避難誘導等の応急対策の整備を着実に進める必要がある。

#### ③ 密集市街地の改善(1-2②再掲)

- ・地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において、地域住民等が、建物の更新を図り、避難地、避難路等の防災施設を、その地域特性に応じて整備することを促進・支援する必要がある。

#### ④ 狭あい道路の整備推進(1-2⑤再掲)

- ・大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るため、狭あい道路の拡幅整備等を推進する必要がある。

⑤ 空き家の適正管理の推進（1-2⑥再掲）

- ・災害リスクを伴う空き家の対策を推進する必要がある。

7-2 沿線・沿道の建物・構造物等の倒壊に伴う閉塞、交通麻痺

① 沿道の建築物等の倒壊防止等

- ・県が指定する緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、不特定多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物については、耐震化を促進する必要がある。
- ・避難行動中の路上での二次被害を防止するため、沿道のブロック塀の耐震対策や、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止対策を促進する必要がある。（1-1⑤再掲）

② 住宅・民間建築物の耐震化（1-1①再掲）

- ・住宅の耐震化率は、令和元年度末では83.0%にとどまっており、国が目標とする令和2年度末における耐震化率95%と大きな開きがあることから、倒壊の危険性が高い旧耐震の木造住宅の耐震診断・耐震改修の促進を図る必要がある。
- ・多数の者が利用する民間建築物で、特に防災上重要な建築物のうち、「A-I：施設の中で防災対策、救助活動等の拠点となる建築物」については耐震化率が64.7%（令和元年度末）であり、国が目標とする令和2年度末における耐震化率95%と大きな開きがあることから、建築物の所有者に耐震診断・耐震改修についての自助努力を促す必要がある。
- ・大規模地震時に、大規模空間建築物における天井脱落等を防止するための対策を促進する必要がある。

③ 狭あい道路の整備推進（1-2⑤再掲）

- ・大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るため、狭あい道路の拡幅整備等を推進する必要がある。

7-3 防災インフラ、ため池、ダム等の損壊・機能不全、土砂流出による多数の死傷者の発生

① 防災重点農業用ため池対策の推進（1-4③再掲）

- ・市内のため池の多くは200～300年前に築造されたもので、斜樋、底樋管等の取水設備や余水吐が老朽化して機能が衰微しており、堤体からの漏水もあって、決壊の危険性がある。

② ハードとソフトを組み合わせた対策

- ・降雨等による土石流、地すべり、がけ崩れ、地割れ、擁壁の倒壊等の災害が発生しないよう、防災上必要な施設等については、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を行う必要がある。

### ③ ため池ハザードマップの周知徹底等

- ・ため池決壊時の被害を最小化するため、ため池ハザードマップを作成しており、作成時や更新時での配布、市ホームページでの掲載、総合危機管理課での配布を行っている。

## 7-4 農地、森林等の荒廃による被害の拡大

### ① 農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理

- ・農地・農業水利施設等の地域資源について、適切な保全管理や自立的な復旧活動が行われる体制の整備が必要である。

### ② 適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策

- ・森林の整備及び保全等を適切に実施しなければ、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれ、山地災害の発生リスクも高まるため、適切な間伐等の森林整備や林道橋等の老朽化対策、総合的かつ効果的な治山対策など、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。

### ③ 自然と共生した多様な森林づくり

- ・森林整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。（1-4②再掲）

### ④ 農林業等の生産活動の持続

- ・農林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる必要がある。

## 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生した災害廃棄物や土砂の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### ① 災害廃棄物処理計画の見直し

- ・発災後の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために策定している「伊賀市災害廃棄物処理計画」については、必要に応じて、国災害廃棄物対策指針や三重県災害廃棄物処理計画に沿った見直しを進める必要がある。

#### ② 汚泥再生処理センターの整備

- ・廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進する必要がある。

### 8-2 復興を支える人材等（専門家・コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興が大幅に遅れる事態

#### ① 建設業協会等との応急復旧体制の強化

- ・被災した公共土木施設への迅速な応急復旧体制の強化を進めるため、建設業協会等と

の緊急時における協定に基づき、道路啓開（道路上のがれき処理等）を迅速に展開できる体制の充実を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれる体制を整える必要がある。

**② 危険度判定士の養成等**

- ・被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、建築物及び宅地の二次災害を防止する目的で危険度判定を実施するために、判定士を養成しておく必要がある。

**③ 復興の事前準備**

- ・市は、被災後、迅速かつ的確に復興できるよう事前準備を行う必要がある。

**8-3 事業用地の確保や応急仮設住宅等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態**

**① 地籍調査の推進**

- ・現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査を進める必要がある。

**② 応急仮設住宅供給体制の整備**

- ・災害発生時における被災者の住まいを確保するため、応急仮設住宅等を円滑かつ迅速に供給できる体制を整備しておく必要がある。

**8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失**

**① 地域コミュニティの維持・継続に配慮した震災復興に備えるための準備**

- ・一日も早い被災地の復興を進めていくためには、被災前の地域のコミュニティの継続性を念頭に置いたうえで、復興に向けたさまざまなプロセスを確立し、円滑な復興支援を行うための体制を検討していく必要がある。
- ・震災復興にかかる指針を策定するほか、被災地から学ぶ教訓やノウハウについて関係者と共有するなど、震災復興に備えるための事前準備を進めておく必要がある。

**② 文化財の保護・活用**

- ・市内には国史跡伊賀国庁をはじめ貴重な文化財が多く存在していることから、各々に必要な防災・減災対策を検討する必要がある。

**8-5 企業や市民の流出等による地域活力の低下**

**① コミュニティ力を強化するための支援**

- ・災害が起きた時の対応力を向上するためには、地域のコミュニティ力を強化する必要がある。
- ・地域づくりやコミュニティ力を強化するための取組みとして、ハザードマップの活用、防災訓練等、防災の取組みを充実させ、関係機関が連携しながら支援していく必要がある。

ある。

- ・市内には多くの外国人住民が生活していることから、さまざまな主体と連携した、外国人住民向けの防災訓練の実施を通じて、将来、災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる必要がある。

#### 8-6 人口減少・高齢化の進行による地域防災力の低下

##### ① 自助・共助の育成対策

- ・少子化の進行や若年層の市外流出による人口減少と高齢化の進行による地域防災力の低下により、地域における防災・減災対策が十分にできなくなる。

■資料 2 : 重要業績指標 ( K P I ) 一 覧 ( 令 和 4 年 度 実 績 )

施策分野	重要業績指標	現 状 (R1)	実 績 (R2)	実 績 (R3)	実 績 (R4)	目 標 (R6)	備 考
①行政機能／消防／防災教育等	伊賀市総合防災訓練	実施	実施	実施	実施	継続	防災危機対策局
	緊急浚渫推進事業進捗率（緊急債）	7.0%	14.0%	31.6%	54.4%	100%	建設部 道路河川課
	消防水利の充足率	63.11%	63.19%	63.23%	64.31%	64%	消防本部 地域防災課
②住宅・都市	住宅の耐震化率	81.8% (H30)	81.8% (H30)	81.8% (H30)	81.8% (H30)	87.8%	建設部 住宅課
	民間建築物（特に防災上重要な建築物）の耐震化率	64.7%	66.7%	66.7%	82.4%	94%	建設部 住宅課
③保健・医療・福祉	自主防災組織等への活動支援	実施	実施	実施	実施	継続	防災危機対策局
④情報・通信	地域防災力向上のための活動支援	実施	実施	実施	実施	継続	防災危機対策局
⑤産業構造（農林商工）・金融	商工会議所や商工会等との連携体制の構築	実施	実施	実施	実施	継続	産業振興部 商工労働課
⑥交通・物流	道路改良事業進捗率（社総金）	68.9	76.9	87.2	92.4%	100%	建設部 道路河川課
	道路メンテナンス事業進捗率	20.9%	41.0%	58.2%	69.4%	100%	建設部 道路河川課

施策分野	重要業績指標	現 状 (R1)	実 績 (R2)	実 績 (R3)	実 績 (R4)	目 標 (R6)	備 考
	社会基盤施設の長寿命化事業進捗率	5.4%	10.8%	38.4%	56.5%	100%	建設部 道路河川課
⑦環境・ エネルギー	災害時の支援等に関する協定の充実 及び連携強化	実施	実施	実施	実施	継続	防災危機対策局
	浄化センターの管理棟（躯体）の耐 震化（累計）	3棟	4棟 完了	完了済	R2完了	4棟	廃棄物対策課 浄化センター
	生活排水処理施設整備の推進 （汚水処理人口普及率）	80.3%	83.0%	83.4%	83.8%	84.3%	上下水道部 下水道課
	水道管路の耐震適合率	8.6%	8.9%	9.2%	9.5%	9.5%	上下水道部 水道工務課
	川上ダム運用開始に伴う水道施設統 廃合（浄水場施設能力に対する耐震 化率）	73.7%	73.7%	73.7%	73.7%	78.0%	上下水道部 水道施設課
⑧国土保全 （土地利用）	防災重点農業用ため池対策	実施	実施	実施	実施	継続	産業振興部 農村整備課
	上野遊水地関連事業 （河道掘削）	実施	実施	実施	実施	継続	建設部 建設管理課
⑨リスクコミュ ニケーション	洪水ハザードマップ 随時作成・更新・配布・広報	実施	実施	実施	実施	継続	防災危機対策局
	土砂災害ハザードマップ 随時作成・更新・配布・広報	実施	実施	実施	実施	継続	防災危機対策局
	ため池ハザードマップ 随時作成・更新・配布・広報	実施	実施	実施	実施	継続	産業振興部 農村整備課

施策分野	重要業績指標	現 状 (R1)	実 績 (R2)	実 績 (R3)	実 績 (R4)	目 標 (R6)	備 考
⑩人材育成	災害対応を適切に行うための職員研修	実施	実施	実施	実施	継続	総務部 人事課 防災危機対策局
⑪公民連携	関係事業者等との災害時の協力協定	実施	実施	実施	実施	継続	防災危機対策局
⑫老朽化対策	水道管路の耐震適合率	8.6%	8.9%	9.2%	9.5%	9.5%	上下水道部 水道工務課
	川上ダム運用開始に伴う水道施設統廃合（浄水場施設能力に対する耐震化率）	73.7%	73.7%	73.7%	73.7%	78.0%	上下水道部 水道施設課

■資料3：施策分野別事業一覧（令和6年2月 改定）

施策分野		①行政機能／消防／防災教育等				
担当課	府省庁名	補助金・交付金の名称 【関連するリスクシナリオ】	補助金・交付金の概要	交付率	事業期間	整備計画名称
消防総務課	総務省	緊急消防援助隊設備整備費補助金 【2-10、7-1】	地方公共団体が整備する緊急消防援助隊の設備（消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車等）に対して支援を行う。	1/2	令和2年度～ 令和6年度	消防車両更新計画 （消防本部組織再編計画第1期 実行計画） 消防施設整備計画
地域防災課	総務省	消防防災施設整備費補助金 【2-10、7-1】	消防施設整備計画に基づき、消防水利の低充足地域に、耐震性防火水槽を設置し、防災力の向上を図る。	1/3 1/2	令和3年度～ 令和7年度	消防施設整備計画
教育総務課	文部科学省	学校施設環境改善交付金 【1-1、2-6】	小中学校施設に係る安全性の向上を図るために必要な整備を行う。	1/2 1/3	令和2年度～ 令和6年度	伊賀市公立学校等施設整備計画 伊賀市学校施設長寿命化計画
道路河川課	総務省	緊急浚渫推進事業債 【1-3】	地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特別措置を創設。	充当率： 100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%	令和2年度～ 令和6年度	準用河川等堆積土砂管理計画
道路河川課	総務省	緊急自然災害防止対策事業債 【2-9、5-2】	災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために、国の防災・減災、国土強靱化対策と連携して、地方団体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施する地方単独事業を地方財政計画に計上する。	充当率： 100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%	令和3年度～ 令和7年度	緊急自然災害防止対策事業計画

施策分野		②住宅・都市				
担当課	府省庁名	補助金・交付金の名称 【関連するリスク】	補助金・交付金の概要	交付率	事業期間	整備計画名称
中心市街地推進課	国土交通省	社会資本整備総合交付金 街なみ環境整備事業 【1-1】	住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりと潤いのある住宅地区を形成する。	1/2	平成28年度～ 令和3年度	伊賀市中心市街地のにぎわいの再生
建築課 住宅課	国土交通省	社会資本整備総合交付金 地域住宅計画に基づく事業 【1-1、8-3】	伊賀市公営住宅等長寿命化計画に基づき、安全で安心できる住まい・災害に強いまちづくりを実現し、一層の定住促進を図る。	1/2	令和2年度～ 令和6年度	伊賀市社会資本総合整備計画（伊賀市地域住宅計画） 伊賀市公営住宅等長寿命化計画
住宅課 観光戦略課	国土交通省	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金 住環境整備事業 住宅・建築物安全ストック形成事業 【1-1】	災害に強いまちづくりを推進し、生活空間の安全を確保するため、住宅・建築物の耐震診断・設計・補強等の補助、ブロック塀等撤去の補助を行う。	1/2～ 1/4	毎年度	三重県における住宅・建築物の安全性の向上（防災・安全） 伊賀市公営住宅等長寿命化計画 伊賀市建築物耐震改修促進計画
住宅課	—	三重県木造住宅耐震補強等事業 【1-1】	木造住宅の耐震診断・設計・補強等の補助	1/2～ 1/6	毎年度	三重県建築物耐震改修促進計画 伊賀市建築物耐震改修促進計画
空き家対策室	国土交通省	空き家対策総合支援事業 【1-2、7-1】	空き家の適正管理や利活用を通じて、防災減災の推進や魅力的で活力あるまちづくりを図る。	1/2	毎年度	伊賀市空き家対策計画

施策分野		③保健・医療・福祉				
担当課	府省庁名	補助金・交付金の名称 【関連するリスクナリカ】	補助金・交付金の概要	交付率	事業期間	整備計画名称
介護高齢福祉課	厚生労働省	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業 【1-1】	高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、非常用自家発電機設備の整備等の対策を講じる。	—	毎年度	伊賀市高齢者施設等防災・減災推進計画

施策分野		④情報・通信				
担当課	府省庁名	補助金・交付金の名称 【関連するリスクナリカ】	補助金・交付金の概要	交付率	事業期間	整備計画名称
防災危機対策局	総務省	緊急防災減災事業債 【4-2】	緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための仕組みを構築する。	充当率： 100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%	令和3年	伊賀市防災情報システム構築業務

施策分野		⑤産業構造（農林商工）・金融				
担当課	府省庁名	補助金・交付金の名称 【関連するリスクナリカ】	補助金・交付金の概要	交付率	事業期間	整備計画名称
農村整備課	農林水産省	多面的機能支払交付金事業 【7-4】	農地維持管理及び農業用施設の補修等地元への交付金である。	7.5/10	毎年度 (5年間)	
農村整備課	農林水産省	土地改良施設維持管理適正化事業 【7-4】	農地維持管理及び農業用施設の補修等地元への交付金である。	6.0/10	毎年度 (5年間の貯蓄性)	

施策分野		⑤産業構造（農林商工）・金融				
担当課	府省庁名	補助金・交付金の名称 【関連するリソース別】	補助金・交付金の概要	交付率	事業期間	整備計画名称
農村整備課	農林水産省	農村振興総合整備事業 【7-4】	伊賀市内の施設等を県営にて改修工事を行う。	7.5/10	毎年度	
農村整備課	農林水産省	農業競争力強化基盤整備事業 【7-4】	青蓮寺用水施設等を県営にて改修工事を行う。	7.5/10	毎年度	
農村整備課	農林水産省	基幹農道整備事業 【7-4】	伊賀市内の農道施設等を県営にて改修工事を行う。	7.5/10	毎年度	
農村整備課	農林水産省	農業水路等長寿命化・防災減災事業 【7-4】	伊賀市内の農業施設等を市営にて改修工事を行う。	5/10	毎年度	

施策分野		⑥交通・物流				
担当課	府省庁名	補助金・交付金の名称 【関連するリソース別】	補助金・交付金の概要	交付率	事業期間	整備計画名称
農村整備課	農林水産省	地域防災機能増進事業 【2-2】	高倉大橋を県営にて耐震工事を行う	8.7/10	令和2年～ 令和5年	
道路河川課	国土交通省	社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金 【2-9、5-2】	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。（道路事業・道路の新設、改築、修繕又は維持に関する事業）	5.0/10	平成31年度～ 令和5年度	地域住民の安全性と利便性の向上を図るための安全な道路空間及び道路ネットワークの整備

施策分野		⑥交通・物流				
担当課	府省庁名	補助金・交付金の名称 【関連するリスク別】	補助金・交付金の概要	交付率	事業期間	整備計画名称
道路河川課	国土交通省	社会資本総合整備計画 防災・安全交付金 【2-9、5-2】	事業名（路線名） (1) 依那古友生線ほか2 路線 事業期間 平成 26 年度～令和 6 年度 全体事業費 460 百万円 事業名（路線名） (1) 西明寺緑ヶ丘線 事業期間 平成 26 年度～令和 6 年度 全体事業費 1,050 百万円 災害時にも防災拠点付近での通行の安全・安心を確保できる道路空間の整備を進めることで地域の防災・減災力の強化を図る。	5.0/10 5.5/10	令和5年度～ 令和6年度	国土強靱化地域計画に基づく地域の防災・減災力の強化に資する道づくり(防災・安全)
道路河川課	国土交通省	社会資本総合整備計画 防災・安全交付金 【2-4、5-2】	子どもが通学等に利用する道路の交通安全対策の着実な推進により、安全・安心な歩行空間の確保を図る。	5.5/10	令和4年度～ 令和8年度	子どもを守る交通安全対策の推進による安全・安心な道づくり(防災・安全)

施策分野		⑦環境・エネルギー				
担当課	府省庁名	補助金・交付金の名称 【関連するリソース】	補助金・交付金の概要	交付率	事業期間	整備計画名称
水道工務課	厚生労働省	生活基盤施設耐震化等交付金 (重要給水施設配水管) 【2-1、6-1】	基幹病院、災害時避難拠点等の給水優先度が特に高い施設に水道水を供給する配水管の耐震化を図るための交付金	1/4	令和2年度～ 令和13年度	伊賀市老朽管路更新事業計画
水道施設課	厚生労働省	生活基盤施設耐震化等交付金 【2-1、6-1】	点在する水道施設の運転管理及び監視の水準を向上させ、経費の縮減を通じた経営の効率化を図るために必要な施設整備を行う。	1/4	平成30年度～ 令和6年度	伊賀市上水道中央監視制御システム他統合計画
水道施設課	厚生労働省	生活基盤施設耐震化等交付金 【2-1、6-1】	災害等緊急時における給水拠点の確保ために配水池等の整備を行う。	1/4	令和3年度～ 令和6年度	伊賀市水道事業基本計画 上野北留配水池移転
水道施設課	厚生労働省	生活基盤施設耐震化等交付金 【2-1、6-1】	高度浄水施設等の整備が特に必要であると認められる河川から取水する浄水場に設置される水質改善装置の設置を行う。	対象事業費の1/4	未定	伊賀市水道事業基本計画 阿保浄水場更新
水道施設課	厚生労働省	生活基盤施設耐震化等交付金 【2-1、6-1】	耐震性を有しない重要な水道施設の耐震化を行う。	1/4	未定	伊賀市水道事業基本計画
水道施設課	厚生労働省	生活基盤施設耐震化等交付金 【2-1、6-1】	災害等による停電に備えるため非常用自家発電装置の整備を行う。	1/4	未定	伊賀市水道事業基本計画
水道施設課	厚生労働省	生活基盤施設耐震化等交付金 【2-1、6-1】	水道施設機械設備電気設備の更新を行う。	1/4	未定	伊賀市水道事業基本計画

施策分野		⑦環境・エネルギー				
担当課	府省庁名	補助金・交付金の名称 【関連するリカバリー】	補助金・交付金の概要	交付率	事業期間	整備計画名称
水道施設課	厚生労働省	生活基盤施設耐震化等交付金【2-1、6-1】	浅井戸・伏流水を水源とする浄水場のPH調整設備の更新を行う。	1/4	未定	小田浄水場・小田水源地PH調整設備設置計画
下水道課	国土交通省	社会資本整備総合交付金事業【2-5、6-1】	「整備計画」に基づく取組について、政策目的を実現のための基幹的な社会資本整備事業【未普及対策、施設統廃合】	5.5/10 及び1/2	令和4年度～ 令和8年度 (令和9年度以降の計画あり)	伊賀市における汚水処理施設の統廃合推進計画
下水道課	国土交通省	社会資本整備総合交付金事業(防災・安全交付金)【1-3、2-5、6-1】	「整備計画」に基づく取組について、政策目的を実現のための基幹的な社会資本整備事業【雨水対策、ストックマネジメント】	5.5/10 及び1/2	令和5年度～ 令和7年度 (令和8年度以降の計画あり)	伊賀市における生活環境保全計画
下水道課	内閣府	地方創生整備推進交付金【6-1、7-4】	「地域再生計画」に基づき、地方創生のより一層の推進のための基盤整備事業【汚水処理施設整備推進交付金】	農業集落排水1/2 浄化槽 1/3	令和4年度～ 令和8年度	自然豊かで魅力に溢れ、歴史彩る秘蔵の国「いが」の環境保全計画
下水道課	農林水産省	農山漁村地域整備交付金【6-1、7-4】	農山漁村の防災・減災対策や農業集落排水の基盤整備事業【機能強化対策、施設統廃合】	1/2	未定	
下水道課	農林水産省	農村整備事業(農業集落排水施設整備事業)【6-1、7-4】	農業集落排水施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化に関する整備【機能強化対策、施設統廃合】	1/2	令和4年度～ 令和11年度	
下水道課	環境省	循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)【6-1、7-4】	生活排水を適正に処理し、健全な水環境を確保するとともに、災害に強い浄化槽の特性を活かし、強靱なまちづくりに資する浄化槽の整備	1/3	令和3年度 (令和9年度以降の計画あり)	伊賀市循環型社会形成推進地域計画

施策分野		⑧国土保全（土地利用）				
担当課	府省庁名	補助金・交付金の名称 【関連するリスクカテゴリー】	補助金・交付金の概要	交付率	事業期間	整備計画名称
農村整備課	農林水産省	農業水路等長寿命化・防災減災事業【1-4】	伊賀市内の受益者のいない農業用ため池を廃止する事業。	10/10	令和元年～令和7年	
農村整備課	農林水産省	ため池総合整備事業【3-1、7-3】	ため池を県営にて耐震工事を行う。	9.0/10	毎年度	
農村整備課	国土交通省	社会資本円滑化地籍整備交付金事業（防災・安全社会資本整備交付金分）【8-3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地籍調査</li> <li>・遅延修正業務及び認証業務</li> </ul>	7.5/10	毎年度	

施策分野		⑫老朽化対策				
担当課	府省庁名	補助金・交付金の名称 【関連するリスクカテゴリー】	補助金・交付金の概要	交付率	事業期間	整備計画名称
道路河川課	国土交通省	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金【2-9、5-2】	拠点間を結ぶ道路の老朽化・交通安全対策の推進により、平常時・災害時を問わず、安全で円滑な移動が可能な道路空間を確保する。	1/2	令和4年度～令和8年度	いつでも誰もが安全・安心に通行できる道づくり（防災・安全）
道路河川課	国土交通省	道路メンテナンス事業【2-9、5-2】	橋梁長寿命化修繕計画を策定することにより、従来の事後的な修繕等の対策から予防的な対策と円滑な政策転換を図るとともに、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕に係る費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とする。	5.5/10	平成31年度～令和11年度	橋梁長寿命化修繕計画

施策分野		⑫老朽化対策				
担当課	府省庁名	補助金・交付金の名称 【関連するリスクカテゴリー】	補助金・交付金の概要	交付率	事業期間	整備計画名称
都市計画課	国土交通省	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金 【1-1】	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。(都市公園安全・安心対策事業(公園施設長寿命化対策支援事業)大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減等、都市公園における安全・安心対策事業を実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を行う事業)	1/2	平成27年度～ 令和6年度	防災施設の充実と誰もが安全に安心して利用できる多機能な公園施設整備
建設管理課	—	— 【1-3】	大戸川小田排水機場排水ポンプ設備の老朽化対策を着実に実行することにより、小田地内(大戸川)に集まる内水の排除を的確に行うことができ、災害を未然に防ぐ。	—	令和2年度～ 令和6年度	大戸川小田排水機場排水ポンプ施設更新計画